

名古屋市への薬務関係の申請・届出の取り扱いについて

名古屋市内の薬局等に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号。）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）に基づく申請や届出等について、令和5年5月8日よりその手続きの一部を以下のとおりとします。

1 郵送による届出について

手数料を伴わない届出について、郵送による提出を可とします（メールやFAXは不可）。申請に伴い手数料が発生する手続きは、従来どおり窓口で受け付けます。

- （例）・薬局の管理者やその他の従事者に係る変更届書
- ・毒物劇物販売業の取扱責任者の変更に係る変更届
- ・各種業種の休廃止届書

など

2 原本を必要とする書類について

申請書等に添付する書類のうち許可証等以外の原本提出が必要な書類（登記事項証明書等）について、原本の他に**原本の写しに申請者または届出者（以下「申請者等」という。）により原本証明された書類の添付**も可とします。

原本証明は、（1）当該写しが原本と相違ない旨、（2）原本証明を行った年月日、（3）申請者等の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を記載してください。

また、原本確認または原本照合が必要な書類（薬剤師免許等）について、従前は窓口での原本確認または原本とその写しの照合をしていましたが、**申請者等により原本証明された原本の写しの提出による確認**とします。なお、当面の間は、従前の窓口での原本確認または原本照合も可能です。

3 各種許可証等の交付について

郵送による許可証等の交付を行います（原則許可施設ごと）。希望する場合は、必要な額の切手を貼付した郵送先記載済みの追跡可能な返信用封筒（レターパックプラスを推奨）を申請時に併せて提出してください。

**** 郵送にあたってご注意いただきたいこと ****

- 郵送に係る費用は事業者様のご負担となります。また、郵送事故による書類紛失を防止するため、追跡可能かつ対面受取可能なレターパックプラスを推奨します。
- あらかじめ届出が必要な手続き（薬局名称の変更など）については、予定される変更年月日を過ぎて保健センターに届くことのないよう、余裕をもって郵送してください。また、健康サポート薬局や構造設備に関する変更等については、事前に管轄保健センターにご相談ください。
- 届書の控えが必要な場合は、**届書の写し1部のほか、返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封**してください。後日、收受日付を押印した控えを送付します。

- 各種許可証等の郵送をご希望の場合、発送作業及び郵送期間が必要なため、窓口交付より時間を要することになりますので予めご了承ください。
- 許可証等の郵送中の折り曲げ、紛失等の事故についての責任は、一切負えませんので予めご了承ください。

4 その他

本取扱いは、名古屋市内に施設所在地のある薬局等の申請・届出について認めるものであり、他自治体における取扱いについては、それぞれの施設の所在地を所管する自治体にご確認ください。

【届出・相談窓口】

千種保健センター環境薬務室（管轄区：千種区、昭和区、瑞穂区、名東区） 住所：千種区星が丘山手 103 番地（東星ふれあい広場） 電話番号：753-1973 FAX 番号：751-3545 E メールアドレス：a7531973@chikusa.city.nagoya.lg.jp	
中村保健センター環境薬務室（管轄区：西区、中村区、熱田区、中川区） 住所：中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1 電話番号：433-3064 FAX 番号：483-1131 E メールアドレス：a4333064@nakamura.city.nagoya.lg.jp	
中保健センター環境薬務室（管轄区：東区、北区、中区、守山区） 住所：中区栄四丁目 1 番 8 号 電話番号：265-2256 FAX 番号：265-2259 E メールアドレス：a2514521-05@naka.city.nagoya.lg.jp	
南保健センター環境薬務室（管轄区：港区、南区、緑区、天白区） 住所：南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の 1 電話番号：614-2885 FAX 番号：614-2818 E メールアドレス：a6142884@minami.city.nagoya.lg.jp	

申請・届出に関する詳細や必要な添付書類等については、名古屋市公式ウェブサイトもご参照ください。